みまもり通信 <2026年11月号> その211



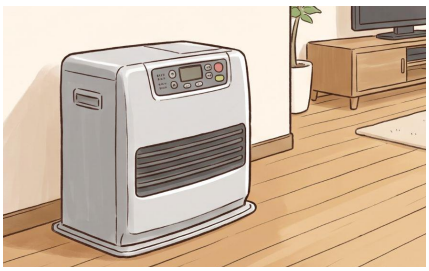
SNSで最新情報発信中！

X　Instagram

暖房機器の点検トラブルに注意！

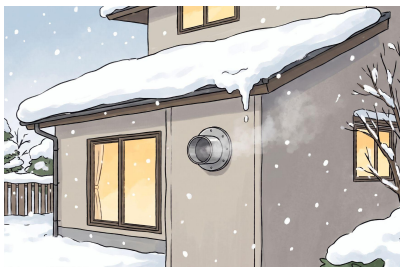
～使う前の安全確認～

家の中



✓ 定期的な清掃・点検
✓ 周囲に燃えやすい物を置かない
✓ 灯油保管場所の徹底
（ガソリン誤給油の防止）

家の外



✓ 給排気筒周辺の点検
（雪で埋まっていないか）
✓ 落雪による破損・変形の確認

異常を感じたら放置せず、メーカーや専門業者へ！

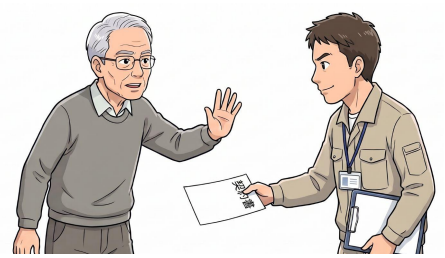
不要な作業や高額請求のトラブルが発生しています！

不凍液の交換・さび抜き・パネル交換などと、不要な追加作業を言われるがままに契約してしまう、事前の見積がないまま作業され、高額な費用を請求された、などのトラブルが発生しています。

～注意すべきポイント～

①その場で契約しない！

「今すぐ必要な工事」なのか
家族や周囲に相談しましょう



②書面で見積書をもらう！

契約前に見積書の詳細を
よく確認しましょう



トラブルの相談は早めに消費者センター（TEL728-2121）または消費者ホットライン（TEL188）へ

発行：札幌市消費者センター 消費者被害防止ネットワーク事業　2026年11月13日

裏面にも情報あり！

【相談件数が急増した商品・役務】

● 医療サービス（８月:11件 ➡ ９月:22件）

相　談

安価な広告を見て無料カウンセリングを受けたところ、「たるみ改善やヒアルロン酸注入をしないと二重にならない」と約100万円の手術を提案された。断ったが長時間引き止められ、「今日しか安くできない」と迫られて即日施術とローン契約をしてしまった。高額で後悔しており、減額や契約の解除がしたい。

助　言

美容医療契約は、合意で成立し書面が交付された場合はその内容に基づくことを説明。厚労省通知「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」では、必要性のない即日施術の強要を避け、考える時間を設けるべきとされていることを説明。十分な検討時間がなかったことを理由に減額を申し出るよう助言し、相談窓口を案内した。
後日、相談者から違約金なしで解決できたとの報告を受けた。今後は慎重に検討してから契約するよう伝えた。





訪問販売お断りステッカーを貼ると、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、これを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反となります。ご希望の方は、札幌市消費生活課（TEL211-2245）までご連絡ください。